

令和5年度

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金申請方法

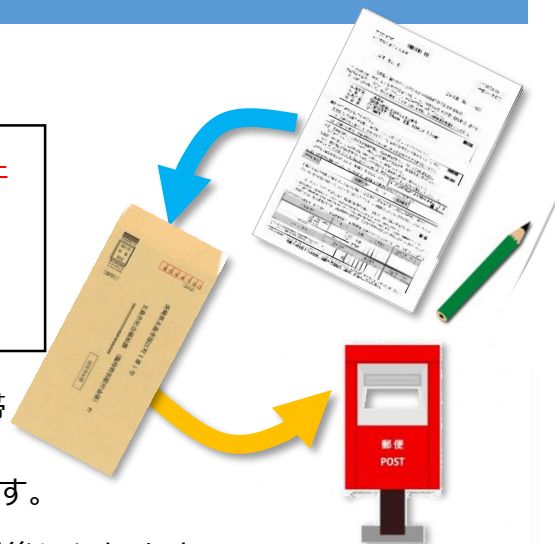
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の
受給には次の手続きが必要です

申請手続方法

1. 同封の**住民税均等割のみ課税世帯支援給付金支給要件確認書**の内容を確認ください。
2. 同封の返信用封筒に確認書（**✓済、署名済のもの**）を入れて、速やかに返送ください。

（市）五島市では返送のあった住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給要件確認書について、振込口座や記入漏れ等がないか内容の確認を行います。

（市）給付金の支給は、確認書を受理した日から2～3週間後になります。
※確認書の返送がないと給付金の振り込みを行うことができません。
速やかに確認及び返送をお願いします。



【注意】支給日を記載した「振込通知書」等は発送しません。

〇市へ返送された確認書に不備がない場合は、**市が確認書を受理した週の翌々週の火曜日を振込日とします**ので、**通帳の記帳にてご確認ください**。振込日を確認したい方は、**社会福祉課支援給付金係（72-6121）**までご連絡ください。
（支給は1世帯1回限り）

五島市で支給対象となる住民税均等割のみ課税世帯について

令和5年12月1日現在で五島市に住民登録されている世帯のみが対象で、下記の①または②に該当し、かつ③の条件を満たす世帯

- ①世帯全員の「令和5年度住民税が均等割のみ課税」である世帯
- ②世帯員全員が、「令和5年度住民税均等割のみ課税」の方と「令和5年度住民税非課税である」の方で構成されている世帯。
- ③世帯員全員が、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯。

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の**受付期限は令和6年4月30日まで**です。

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金に関する問い合わせ先

五島市社会福祉課支援給付金係
受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）



72-6121（直通）